

リンクステック Y G A 株式会社

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022 年 4 月 1 日 ～ 2025 年 3 月 31 日までの 3 年間
2. 内容

目標 1 ： 総合職に占める女性割合を現状 2.5%から 5%にする。【女活法】

<対策>

- 2022 年 4 月～ 女性社員へのアンケート調査による実態把握
- 2022 年 7 月～ 経営会議にて、アンケート結果をもとに女性部下育成について理解を
深めてもらう
- 2022 年 10 月～ 研修内容の検討
- 2023 年 1 月～ 研修実施（基幹職社員を対象としたキャリアチェンジ制度の周知）
- 2023 年 10 月～ 進捗状況を分析し、目標達成に向けた取り組みの見直しを行う

目標 2 ： 働き方改革に関する取組として、年間休日数及び月の所定労働時間を変更する。【女活法】

<対策>

- 2022 年 4 月～ ① 年間休日 110 日から 113 日に変更
(社員・契約社員・60 歳再雇用就業規則の改定)
- ② 月の所定労働時間 170 時間から 168 時間に変更
(社員・契約社員・60 歳再雇用賃金規則の改定)

目標 3 ： 育児休業・産後パパ育休取得促進のための措置を実施する。【次世代法】

<対策>

- 2022 年 4 月～ ① 経営会議にて、改正育児介護休業法についての理解を深めてもらう
- ② 取得促進の周知・個別周知と意向確認・相談窓口の設置
- 2022 年 10 月～ 新しい育児休業・産後パパ育休に則した就業規則等の改定

目標 4 ： 小学校就学前の子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。【次世代法】

<対策>

- 2022 年 4 月～ 社員へのアンケート調査による実態把握
- 2022 年 10 月～ 具体化に向けてルール検討
- 2023 年 4 月～ 制度の導入、社員への周知